

○地方公務員共済組合連合会定款

(昭和59年4月1日)

変更	昭和59年12月1日	平成13年5月8日	平成26年7月9日	令和5年7月13日
	昭和60年3月31日	平成15年3月27日	平成27年3月31日	令和6年7月5日
	昭和61年4月1日	平成16年3月31日	平成27年10月1日	令和7年6月27日
	昭和62年3月31日	平成16年10月1日	平成28年7月20日	
	平成元年11月27日	平成19年2月28日	平成29年7月10日	
	平成2年4月1日	平成19年9月26日	平成30年7月13日	
	平成6年3月28日	平成20年4月1日	令和元年7月16日	
	平成6年11月21日	平成20年7月22日	令和2年2月28日	
	平成6年12月5日	平成21年3月31日	令和2年7月7日	
	平成9年4月1日	平成21年8月7日	令和3年4月22日	
	平成11年4月1日	平成24年2月22日	令和4年3月29日	
	平成12年5月12日	平成25年3月29日	令和4年7月15日	

第1章 総則

(設立の根拠及び名称)

第1条 この会は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づいて組織し、地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）という。

(目的)

第2条 連合会は、法第3条第1項及び第2項に規定するすべての地方公務員共済組合（以下「組合」という。）並びに法第27条第1項に規定する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）の長期給付に係る業務（国民年金法（昭和34年法律第141号）第94条の2第1項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担に関する業務を含む。次条第1項第1号において同じ。）の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合及び市町村連合会に供すること。
- (2) 法第77条第1項に規定する付与率、同条第3項に規定する基準利率、法第89条第1項に規定する終身年金現価率、法第90条第1項に規定する有期年金現価率並びに組合の退職等年金給付に係る標準報酬の月額（法第43条第1項に規定する標準報酬

の月額をいう。以下同じ。) 及び標準期末手当等の額 (法第44条第1項に規定する標準期末手当等の額をいう。以下同じ。) と掛金との割合を定めること。

- (3) 法第5章の2に定めるところにより実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理に関する事務を行うこと。
- (4) 厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の管理及び運用に関する事務を行うこと。
- (5) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第84条の5第1項に規定する拠出金 (以下「厚生年金拠出金」という。) を納付し、又は同法第84条の3に規定する交付金を受け入れること。
- (6) 組合及び市町村連合会の長期給付に係る業務に関し、厚生年金保険法第2条の5第1項に規定する実施機関との情報交換及び連絡調整を行うこと。
- (7) 法第116条の2に規定する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) 第102条の2に規定する財政調整拠出金を受け入れること。
- (8) 基礎年金拠出金を納付すること。
- (9) 組合から預託された業務上の余裕金を運用すること。
- (10) その他その目的を達成するために必要な事業

2 連合会は、前項に定めるもののほか、介護保険法 (平成9年法律第123号)、国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 及び地方税法 (昭和25年法律第226号) に規定する、組合 (指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この項において同じ。) が年金保険者として行う市町村又は特別区 (以下この項において「市町村」という。) に対する通知及び市町村が行う年金保険者に対する通知の経由に係る事業並びに組合の特別徴収に係る納入金の納入の経由に係る事業を行う。

(事務所の所在地)

第4条 連合会の事務所は、東京都千代田区内幸町2丁目1番1号に置く。

(公告の方法)

第5条 連合会の公告のうち、定款、役員の就退任及び第25条による公告については、官報に掲載して行い、その他については、新聞紙、掲示その他理事長が定める方法により行う。

第2章 運営審議会

(運営審議会の名称)

第6条 法第38条の4の規定に基づき連合会に置く運営審議会は、地方公務員共済組合連合会運営審議会（以下「運営審議会」という。）という。

(委員の定数)

第7条 運営審議会の委員（以下この章において「委員」という。）の定数は、次のとおりとする。

- (1) 組合員を代表する者以外の者である委員 11人
- (2) 組合員を代表する者である委員 11人

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第9条 運営審議会に会長を置く。会長は、第7条第1号に掲げる委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、運営審議会の会議を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第10条 運営審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事長又は9人以上の委員が会議に付議すべき事件を示して運営審議会の招集を請求したときは、運営審議会を招集しなければならない。
- 3 運営審議会は、第7条各号に掲げる委員が、それぞれ6人以上出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても招集に応じた委員がなおそれぞれの委員の定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた委員がそれぞれの委員の半数に達しても出席委員が定足数を欠き会長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した委員が定足数に達してもその後定足数に達しなくなったときは、この限りでない。
- 4 運営審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有する。
- 5 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。

(代理による表決)

第11条 委員は、病気その他やむを得ない事由により運営審議会に出席することができないときは、他の組合員を代理人として議決権又は選挙権を行うことができる。

2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を運営審議会の開会前に会長に提出しなければならない。

(会議規則)

第12条 運営審議会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第13条 会長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所（当該場所に存しない委員が運営審議会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

(2) 委員の定数

(3) 出席委員の氏名並びに欠席委員のうち議決権又は選挙権の委任をした委員の氏名及び委任を受けた組合員の氏名

(4) 議事の要領

(5) 議決した事項及び賛否の数

(運営審議会の傍聴)

第14条 組合員は、運営審議会の会議を傍聴することができる。ただし、運営審議会において傍聴を禁止する旨の議決があったときは、この限りでない。

(委員の旅費)

第15条 委員には、その職務を行うために要する旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、理事長が定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第16条 連合会に役員として理事長、理事8人及び監事3人を置く。

2 理事長並びに理事のうち2人及び監事のうち1人は、常勤とする。

(役員の任期の起算日)

第17条 役員の任期は、任命の日から起算する。

(役員の報酬等)

第18条 理事長並びに常勤の理事及び監事には、報酬を支給する。

2 役員には、その職務を行うために要する旅費を支給する。

- 3 第1項の報酬及び前項の旅費の額並びにその支給方法は、理事長が定める。
(事務組織及び職員)

第19条 連合会に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
3 連合会の事務局の組織、職制及び職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第4章 組合の退職等年金給付に係る掛金及び負担金の額等

(組合の退職等年金給付に係る掛金及び負担金の額等)

第20条 法第77条第1項に規定する付与率、同条第3項に規定する基準利率、法第89条第1項に規定する終身年金現価率及び法第90条第1項に規定する有期年金現価率は、それぞれ別表第1から第4に掲げる数値とし、法第113条第2項第3号の規定による掛金及び当該掛金に係る負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に、それぞれ別表第5に掲げる数値を乗じて得た額とする。

第5章 厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金

(厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金)

第21条 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。)の厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担、退職等年金給付並びに法第116条の2第1項に規定する財政調整拠出金の拠出の円滑な実施を図るため、連合会に厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金(以下「調整積立金」という。)を設ける。

- 2 前項の厚生年金保険給付調整積立金については法第38条の8第2項の規定により、退職等年金給付調整積立金については法第38条の8の2第2項の規定により、それぞれ連合会に払い込まれた金額をもつて充てる。
3 連合会は、法第38条の8第3項又は法第38条の8の2第3項の規定により、組合の請求に基づき、当該組合の厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担又は退職等年金給付(これらに係る組合の事務に要する費用(法第113条第5項の規定による地方公共団体が負担するものを除く。)の負担を含む。)に要する資金が不足していると認められるときは、必要な資金をそれぞれの調整積立金から当該組合に交付する。

第6章 財務

(経費の分賦)

第22条 連合会の業務に要する経費(退職等年金給付に係るものを除く。)は、組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村

連合会。)が負担する。

- 2 前項の規定により各組合が負担する金額は、毎事業年度の初日における当該組合の組合員数（市町村連合会にあつては、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員数）に、予算で定める組合員 1 人当たりの金額を乗じて得た額とする。

（資金の繰入れ）

第23条 連合会は、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）第11条の5の2の規定により、連合会の事務に要する費用の額から法第113条第5項の規定により地方公共団体が負担する額を勘案して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として厚生年金保険給付調整経理及び退職等年金給付調整経理から業務経理に繰り入れることができる。

（経理単位）

第24条 連合会の経理単位は、厚生年金保険給付調整経理、退職等年金給付調整経理、厚生年金拠出金経理、基礎年金拠出金経理、厚生年金保険預託経理、退職等年金預託経理、介護保険経理、国民健康保険経理、後期高齢者医療経理、個人住民税経理及び業務経理とする。

（事業計画及び予算又は決算の公告）

第25条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算について運営審議会の議を経たときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を公告しなければならない。

第7章 監査

（監査）

第26条 監事は、毎事業年度少なくとも1回以上期日を定めて、連合会の業務を監査するものとする。

- 2 監事は、前項の規定による監査のほか、必要と認めた場合は臨時に連合会の業務を監査する。
- 3 監査は、連合会の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について連合会の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

（監査の立会）

第27条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

(監事の権限)

第28条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひょう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

第29条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び運営審議会に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他必要な事項

附 則

- 1 この定款は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。)附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、第3条第1項第3号中「及び退職等年金給付組合積立金」とあるのは「、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金」と、第3条第1項第4号及び第21条第1項中「及び退職等年金給付調整積立金」とあるのは「、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金」と、第21条第1項中「、退職等年金給付」とあるのは「、退職等年金給付又は地方の組合の経過的長期給付」と、同条第3項中「又は退職等年金給付」とあるのは「、退職等年金給付又は地方の組合の経過的長期給付」と、第23条中「及び退職等年金給付調整経理」とあるのは「、退職等年金給付調整経理及び経過的長期給付調整経理」と、第24条中「及び業務経理」とあるのは「、業務経理、経過的長期給付調整経理及び経過的長期預託経理」として、これらの規定を適用する。
- 3 一元化法附則第76条第1項に規定する拠出金の拠出を行う間、第3条第1項第7号中「法第116条の2に規定する財政調整拠出金」とあるのは「法第116条の2に規定する財政調整拠出金及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。)附則第76条第1項に

規定する拠出金」と、「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第102条の2に規定する財政調整拠出金」とあるのは「国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第102条の2に規定する財政調整拠出金（一元化法附則第76条第1項後段の規定が適用される場合を含む。）」と、前項の規定により読み替えられた第21条第1項中「財政調整拠出金の拠出」とあるのは「財政調整拠出金及び一元化法附則第76条第1項に規定する拠出金の拠出」として、これらの規定を適用する。

附 則

- 1 この変更は、昭和59年12月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第20条及び別表の規定は、昭和59年12月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年11月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、変更後の地方公務員共済組合連合会定款の規定は、昭和60年 3 月31日から適用する。

附 則

- 1 この変更は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の定款附則第 2 項及び別表の規定は、昭和61年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、昭和62年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この変更は、平成元年12月 1 日から施行する。
- 2 変更後の定款附則第 2 項及び別表の規定は、平成元年12月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年11月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この変更は、平成 6 年 3 月28日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成 6 年12月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号、第 4 章の章名及び第20条の改正規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の定款附則第 2 項及び別表の規定は、平成 6 年12月以後の掛金及び負担金に

ついて適用し、同年11月以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第2条第2項に規定する調整交付金及び調整拠出金については、変更前の附則第3項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この変更は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

- 1 この変更は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第3条第1項第2号、第20条、附則第2項及び別表の規定は、平成15年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金、特別掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第20条、附則第2項及び別表の規定は、平成16年10月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年9月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成20年4月1日から施行する。ただし、次項に関する規定は公告の日から施行する。

- 2 変更後の定款第3条第2項については、その施行の日前においても、同項に規定する事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、公告の日から施行する。

附 則

この変更は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 変更後の定款附則第2項及び別表の規定は、平成21年9月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年8月以前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、平成23年12月22日から適用する。ただし、第23条の変更規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成27年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 連合会は、平成27年9月30日までの間、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第97号）第1条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第76条に規定する退職等年金給付に係る事業の実施に必要な準備行為を行う。
- 3 連合会は、前項に規定する準備行為を行うため、当該準備行為に関する取引を経理するための経理単位として退職等年金給付準備業務経理を設ける。
- 4 連合会の前項に規定する退職等年金給付準備業務経理に係る権利及び義務は、施行日において連合会の業務経理が承継する。

附 則

- 1 この変更は、平成26年9月1日から施行する。
- 2 変更後の定款附則第2項及び別表の規定は、平成26年9月から平成27年9月までの月分の掛金及び負担金について適用し、平成26年8月以前の月分の掛金及び負担金に

については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成27年10月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公告の日から施行する。
- 2 変更前の定款第20条、附則第 2 項及び別表の規定は、平成27年 9 月までの月分の掛金及び負担金について、なおその効力を有する。
- 3 変更前の定款附則第 3 項の規定における平成27年10月以前の年金保険者たる共済組合に係る拠出金については、なお従前の例による。
- 4 変更前の定款第24条の規定における預託金管理経理で経理する資金に関する取引については、施行日以前に預託された全ての資金に係る管理が終了するまでの間、なお従前の例による。

附 則

この変更は、平成27年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、平成28年10 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の別表第 2 から別表第 4 までの規定は、平成28年10月以降の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成29年10月 1 日から施行する。
- 2 変更後の別表第 2 から別表第 4 までの規定は、平成29年10月以降の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、平成30年10月 1 日から施行する。
- 2 変更後の別表第 2 から別表第 4 までの規定は、平成30年10月以降の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和元年10月 1 日から施行する。
- 2 変更後の別表第 3 の規定は、令和元年10月以降の終身年金現価率について適用し、

同年 9 月以前に適用される終身年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、令和 2 年10月 1 日から施行する。
- 2 変更後の別表第 2 から別表第 4 までの規定は、令和 2 年10月以降の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、令和 3 年 2 月18日から適用する。

附 則

この変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この変更は、令和 4 年10月 1 日から施行する。
- 2 変更後の別表第 2 から別表第 4 までの規定は、令和 4 年10月以降の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和 5 年10月 1 日から施行する。
- 2 変更後の別表第 2 から別表第 4 までの規定は、令和 5 年10月以降の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和 6 年10月 1 日から施行する。
- 2 変更後の別表第 2 から別表第 4 までの規定は、令和 6 年10月以降の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この変更は、令和 7 年10月 1 日から施行する。
- 2 変更後の別表第 2 から別表第 4 までの規定は、令和 7 年10月以降の基準利率、終身年金現価率及び有期年金現価率について適用し、同年 9 月以前に適用される基準利率、

終身年金現価率及び有期年金現価率については、なお従前の例による。

別表第 1（第20条関係）

付与率	1.50%
-----	-------

別表第 2（第20条関係）

基準利率	0.49%
------	-------

別表第 3（第20条関係）

年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率	年齢	終身年金 現価率
59歳	26.980722	74歳	15.628574	89歳	5.991881	104歳	1.889439
60歳	26.215424	75歳	14.892329	90歳	5.535203	105歳	1.774636
61歳	25.452264	76歳	14.163407	91歳	5.110378	106歳	1.668736
62歳	24.691810	77歳	13.442949	92歳	4.717915	107歳	1.570816
63歳	23.934638	78歳	12.731399	93歳	4.351865	108歳	1.479869
64歳	23.181075	79歳	12.029779	94歳	4.013132	109歳	1.394577
65歳	22.431306	80歳	11.339818	95歳	3.701986	110歳	1.312753
66歳	21.685779	81歳	10.663251	96歳	3.419127	111歳	1.229796
67歳	20.911878	82歳	10.001870	97歳	3.162091	112歳	1.134451
68歳	20.142525	83歳	9.357655	98歳	2.926801	113歳	0.996207
69歳	19.378029	84歳	8.732880	99歳	2.711423	114歳	0.725608
70歳	18.619149	85歳	8.130117	100歳	2.514382	115歳	0.541362
71歳	17.865574	86歳	7.552070	101歳	2.334372	以上	
72歳	17.116193	87歳	7.001497	102歳	2.170409		
73歳	16.370358	88歳	6.480838	103歳	2.021995		

別表第 4（第20条関係）

支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率	支給 残月数	有期年金 現価率
-----------	-------------	-----------	-------------	-----------	-------------	-----------	-------------

1月	0.083299	61月	5.018671	121月	9.834883	181月	14.534813
2月	0.166531	62月	5.099893	122月	9.914144	182月	14.612160
3月	0.249763	63月	5.181115	123月	9.993405	183月	14.689508
4月	0.332926	64月	5.262271	124月	10.072601	184月	14.766792
5月	0.416090	65月	5.343427	125月	10.151798	185月	14.844076
6月	0.499186	66月	5.424516	126月	10.230930	186月	14.921298
7月	0.582282	67月	5.505606	127月	10.310062	187月	14.998519
8月	0.665311	68月	5.586630	128月	10.389129	188月	15.075678
9月	0.748339	69月	5.667654	129月	10.468197	189月	15.152836
10月	0.831300	70月	5.748611	130月	10.547200	190月	15.229932
11月	0.914260	71月	5.829569	131月	10.626203	191月	15.307027
12月	0.997154	72月	5.910461	132月	10.705142	192月	15.384060
13月	1.080047	73月	5.991353	133月	10.784081	193月	15.461093
14月	1.162873	74月	6.072179	134月	10.862955	194月	15.538063
15月	1.245698	75月	6.153005	135月	10.941830	195月	15.615034
16月	1.328457	76月	6.233765	136月	11.020640	196月	15.691941
17月	1.411215	77月	6.314525	137月	11.099450	197月	15.768849
18月	1.493906	78月	6.395220	138月	11.178196	198月	15.845693
19月	1.576597	79月	6.475914	139月	11.256943	199月	15.922538
20月	1.659220	80月	6.556543	140月	11.335624	200月	15.999321
21月	1.741844	81月	6.637171	141月	11.414306	201月	16.076103
22月	1.824400	82月	6.717734	142月	11.492924	202月	16.152823
23月	1.906956	83月	6.798297	143月	11.571542	203月	16.229542
24月	1.989445	84月	6.878795	144月	11.650096	204月	16.306200
25月	2.071934	85月	6.959292	145月	11.728650	205月	16.382857
26月	2.154356	86月	7.039724	146月	11.807140	206月	16.459452
27月	2.236778	87月	7.120156	147月	11.885630	207月	16.536047
28月	2.319133	88月	7.200522	148月	11.964056	208月	16.612579
29月	2.401487	89月	7.280889	149月	12.042482	209月	16.689112
30月	2.483775	90月	7.361189	150月	12.120844	210月	16.765582

31月	2. 566063	91月	7. 441490	151月	12. 199206	211月	16. 842052
32月	2. 648283	92月	7. 521726	152月	12. 277504	212月	16. 918460
33月	2. 730504	93月	7. 601961	153月	12. 355803	213月	16. 994868
34月	2. 812658	94月	7. 682132	154月	12. 434037	214月	17. 071213
35月	2. 894811	95月	7. 762302	155月	12. 512272	215月	17. 147559
36月	2. 976898	96月	7. 842407	156月	12. 590443	216月	17. 223843
37月	3. 058985	97月	7. 922512	157月	12. 668614	217月	17. 300126
38月	3. 141005	98月	8. 002551	158月	12. 746721	218月	17. 376347
39月	3. 223025	99月	8. 082591	159月	12. 824828	219月	17. 452569
40月	3. 304978	100月	8. 162565	160月	12. 902872	220月	17. 528728
41月	3. 386931	101月	8. 242540	161月	12. 980915	221月	17. 604887
42月	3. 468817	102月	8. 322449	162月	13. 058895	222月	17. 680985
43月	3. 550704	103月	8. 402359	163月	13. 136875	223月	17. 757082
44月	3. 632524	104月	8. 482203	164月	13. 214792	224月	17. 833117
45月	3. 714343	105月	8. 562047	165月	13. 292708	225月	17. 909153
46月	3. 796096	106月	8. 641826	166月	13. 370561	226月	17. 985126
47月	3. 877850	107月	8. 721606	167月	13. 448414	227月	18. 061099
48月	3. 959536	108月	8. 801320	168月	13. 526204	228月	18. 137011
49月	4. 041223	109月	8. 881034	169月	13. 603994	229月	18. 212922
50月	4. 122843	110月	8. 960684	170月	13. 681720	230月	18. 288772
51月	4. 204463	111月	9. 040333	171月	13. 759446	231月	18. 364622
52月	4. 286016	112月	9. 119917	172月	13. 837109	232月	18. 440410
53月	4. 367570	113月	9. 199502	173月	13. 914772	233月	18. 516198
54月	4. 449057	114月	9. 279022	174月	13. 992372	234月	18. 591924
55月	4. 530544	115月	9. 358541	175月	14. 069972	235月	18. 667650
56月	4. 611965	116月	9. 437996	176月	14. 147509	236月	18. 743315
57月	4. 693385	117月	9. 517451	177月	14. 225045	237月	18. 818979
58月	4. 774740	118月	9. 596842	178月	14. 302519	238月	18. 894582
59月	4. 856094	119月	9. 676232	179月	14. 379992	239月	18. 970185
60月	4. 937383	120月	9. 755557	180月	14. 457403	240月	19. 045727

別表第 5（第20条関係）

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合
1,000分の7.5	1,000分の7.5